

ストップ！消費生活トラブル

問合せ先 消費生活センター ☎271・1111

私たちの身近では、悪質商法や製品事故など、様々な消費生活トラブルが起っています。消費生活センターでは、これらの消費者被害の解決に向けた相談や、被害を未然に防ぐための啓発を実施しています。令和2年度、消費生活センターへの相談は534件ありました。傾向として、10代・20代の相談件数が増加しており、中でもネット広告やSNSをきっかけにしたトラブルが多く見受けられます。また、新型コロナウイルス関連の相談も継続的に寄せられています。相談全体の約8パーセントにあたる45件の相談がありました。幅広い世代の皆さんにご注意いただくようお願いします。

インターネット・SNSに注意！

ケース1 有料サイトに関する相談

マッチングサイトで知り合った相手とSNS上でやり取りしていたが、有料サイトに誘導され、個人情報の交換のために有料ポイントを購入。その後次々とポイント購入をせまられ、合計80万円支払った。

ケース2 もうけ話に関する相談

マッチングアプリで知り合った相手の知人から、「競馬でもうかる」と100万円ほどの馬券自動投票ツールを勧められた。消費者金融を紹介されて購入したが、競馬は損ばかりで、借金も返済できない。



インターネットを利用したマッチングサービスで知り合った相手がきっかけで、消費者トラブルになったという相談が寄せられています。解約や返金を求めようとしても相手との連絡が途絶えたり、氏名や住所、電話番号などが分からず、解決が困難になる場合があります。

不要・怪しい勧誘は**断る** 金品の支払いを伴う誘い、商品・サービスの勧誘をされたときは、慎重な判断が必要です。不要だ、少しでも怪しいと思うような勧誘は断りましょう。

すぐに**相談する** 契約時の状況や契約内容によっては、クーリング・オフや解約できるケースがあります。少しでも疑問に思ったらすぐに相談しましょう。

新型コロナウイルス関連の悪徳商法に注意！

ケース1 ワクチンに関する相談

・大臣名で「新型コロナウイルス予防接種が優先的に打てる」といった内容のSNSが届いた。
・「新型コロナウイルスワクチンが無料で受けられます。家は持ち家ですか」などと電話があった。

ケース2 不安を背景にした相談

新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入が減った。知人から人を紹介され、「バイナリーオプションの投資で稼げる。12万円で投資会員になれる」と、学生ローンでの借入を指示された。



新型コロナウイルスに便乗した消費者トラブルが全国で報告されています。他にも、「注文した覚えのないマスクが海外から送られてきた」との相談や、「観光客が減り経営が苦しい」と、強引な勧誘や嘘で魚介類を購入させるなどの報告があり、新たな手口に注意が必要です。

個人情報**は伝えない** 国の行政機関をかたったSNSがあります。URLにはアクセスしないでください。怪しい電話や訪問には応答せず、個人情報は伝えないようにしましょう。

契約は**冷静に判断** 不要な契約や借金を持ち掛ける勧誘は、相手が知人でも断りましょう。必要と感じても、一旦保留にし、周りに相談するなど冷静に判断しましょう。

商品やサービスの契約トラブル、製品事故に関する相談、消費生活に関する問い合わせに応じています。「おかしいな！」と思ったら、まずは「消費生活センター」へご相談ください。

相談日時	月～金曜日（来所相談・電話相談） 9時30分～12時、13時～15時 土曜日 9時30分～12時（電話相談のみ）	持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・保証書 ・写真 ・購入のきっかけとなった広告やパンフレット ・保存してある画面やURL、メール ・契約までの経緯を時系列にまとめたメモ など
-------------	-------------------------------------------------------------------	------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

消費生活専門弁護士の相談もご利用ください

「債務整理の方法をしりたい」「賃貸アパートの原状回復費用を請求された」など、契約について専門家の意見が聞きたいときはご相談ください。

■日時 毎月第4金曜日（原則） 13時～17時（相談時間30分）

軽自動車税(種別割)の減免のお知らせ

問合先 税務課市民税担当

障害のある方(以下「障害者」という)などが所有する車両について、一定の要件を満たす場合は、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます(障害者1人につき普通自動車を含めて1台に限る)。

減免の対象となる軽自動車

①障害者、戦傷病者が所有する軽自動車で自らが運転するもの

②障害者が所有する軽自動車(障害者と生計をともにする方が所有する軽自動車を含む)で、その方の通院、通学、通勤または仕事のために、その方と生計をともにする方が運転するもの

③障害者のみで構成される世帯の方が所有する軽自動車で、その方を常時介護する方が運転するもの

④軽自動車の構造が、障害者が利用するためのものであるもの

※ ①～③に当てはまる場合でも障害区分などにより減免の対象にならない場合もあります。減免対象となる障害区分などについては、お問い合わせください。また、①～③

たは軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは除きます

※ 昨年度減免された方も毎年申請が必要です。なお、納税後の減免はできません

申請に必要な書類など

○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など

○運転免許証(減免を受けようとする車両を運転する者)

○自動車検査証または軽自動車届出済証

○納税通知書

○納税義務者のマイナンバーカード(個人番号カード)または通知カード

※ 障害者と住所が異なる運転者が、同一生計または常時介護している場合には、現況書が必要となります

申請期限 5月24日(月)

郵送による申請も受け付けています。申請用紙は、ホームページからダウンロードできます。



HPはこちら

固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の納税通知書発送のお知らせ

問合先 税務課資産税担当、市民税担当

名称	対象者	問合先
固定資産税・都市計画税納税通知書	令和3年1月1日現在、鶴ヶ島市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有している方	税務課 資産税担当
	同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が一定の額(土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円)に満たない場合は、課税されないため、納税通知書は発送しません。	
軽自動車税(種別割)納税通知書	令和3年4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または二輪の小型自動車を所有している方	税務課 市民税担当

5月1日付で納税通知書を発送しました。納税通知書

が届かないときは、ご連絡をお願いします。

固定資産税の令和3年度評価替えについて

問合先 税務課資産税担当

土地と家屋については、原則として基準年度(3年ごと)に評価額の見直しを行います。これを「評価替え」といいます。令和3年度はこの基準年度にあたります。

この評価替えは、土地と家屋の3年間における価格の変動に対応し、評価額を均衡のとれた適正な価格に見直すものです。原則として、令和4年度および令和5年度は、新たな評価替えを行わず据え置き

となります。ただし、土地については、地価の下落により価格を据え置くことが適当でないときは価格の修正を行うこととなっています。

また、償却資産については、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告していただき、それに基づいて毎年評価し、価格を決定します。

詳しい評価替えの仕組みなどについては、お問い合わせください。

日本赤十字社会員増強運動にご協力をお願いします

問合せ先 日本赤十字社鶴ヶ島市地区(福祉政策課福祉政策・地域福祉担当)

日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立されている法人で、血液事業、医療事業などの人道的事業を実施しています。また、住宅火災により生活基盤を失った方に、布団などを支給する活動をしています。

日本赤十字社の様々な事業活動は、赤十字の理念や活動にご賛同をいただいた皆さんからの「活動資金」によって賄われています。

日本赤十字社の活動資金募集については、各自治会にご協力を依頼しています。自治会役員の方が各世帯を訪問します。その際には、赤十字事業の一層の充実、発展という趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。また、自治会に未加入で、赤十字活動にご賛同いただける方は、直接、福祉政策課にご連絡をお願いします。

日本赤十字社の基本原則

日本赤十字社は、次の7つの原則によって活動しています。

人道 人間のいのち、健康、尊厳を守るため、苦痛の予防

と軽減に努める

公平 差別をせず、最も助けが必要な人を優先する

中立 全ての人の信頼を得て活動するため、一切の争いに加わらない

独立 国などの人道活動に協力するが、自主性を保つ

奉仕 利益を求めず、人を救うため、自発的に行動する

単一 国内唯一の赤十字社として、全ての人に開かれた活動を進める

世界性 世界の赤十字ネットワークを生かし、互いの力を合せて行動する。

活動資金の主な使い道

- 1 災害救助活動
- 2 講習普及活動
- 3 赤十字ボランティアの養成事業
- 4 国際救援活動
- 5 救急医療活動や看護師養成事業
- 6 安全な血液製剤の安定供給のための血液事業
- 7 社会福祉事業
- 8 赤十字会員の加入促進事業や赤十字事業の広報活動

災害義援金・海外救援金受付状況

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

災害義援金・海外救援金募集の皆さんから温かいご支援をお寄せ頂きありがとうございます。日本赤十字社鶴ヶ島市地区での受付状況(令和2年4月1日～令和3年3月31日)は、次のとおりです。

東日本大震災義援金 10万6042円

平成28年熊本地震災害義援金 4459円

平成29年7月5日からの大雨災害義援金 4181円

平成30年7月豪雨災害義援金 3000円

令和元年台風19号災害義援金 5902円

令和2年7月豪雨災害義援金 8万324円

令和3年2月福島県沖地震災害義援金 3143円

お預かりしました災害義援金や海外救援金は、日本赤十字社埼玉県支部を通じて被災地に送金され、被災地域の復興・復興活動に役立てられています。

配当所得などの課税方式を選択できます

問合せ先 税務課市民税担当

上場株式などの配当所得や譲渡所得などについては、所得税とは異なる課税方式を選択することができます。異なる課税方式を選択する場合は、個人住民税の納税通知書が届く日までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出していただきます。

なお、申告書は市のホームページからダウンロードできます。また、令和3年度の個人住民税の納税通知書の発送予定日は、次のとおりです。

給与所得者(給与から個人住民税が天引き(特別徴収)される方) 5月13日(木)

それ以外の方 6月10日(木)



申告書はこちら

行政相談をご利用ください

問合せ先 地域活動推進課地域活動推進担当

行政相談委員は、皆さんの身近な相談相手として、
・通学路の危険箇所を改善してほしい
・各種手当の受給資格を教えてください
・困りごとの相談先がわからない
など、行政に関する苦情や相談を広くお聴きし、相談者への助言や関係行政機関に対す

る通知などを行っています。

市の行政相談委員は、
内野育雄さん(太田ヶ谷)
瀧島勇さん(五味ヶ谷)
です。

毎月第3金曜日13時～16時に市役所で定期相談を行っていますので、お気軽にご相談ください。

☑アンサー！経済センサス

問合せ先 政策推進課統計担当

市内事業所および企業を対象とした経済センサス活動調査が始まります。
経済センサス活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や、費用などの経理項目を把握し、事業所・企業の経済活動を全国のおよび地域的に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査です。
調査員が訪問しますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターホンの利用を行うなど、面接時間を最小限とした調査を行いますので、ご協力をお願いします。

基準日 6月1日(火)
実施方法 5月8日(土)から調査員が訪問します。
回収方法 原則として、インターネットおよび郵送での回答をお願いします。
【かたり調査にご注意を】
統計調査を装って、家族構成や資産の状況などを聞き出すなどのかたり調査にご注意ください。調査員は調査員証を携帯して訪問します。



障害者団体などの自発的活動を応援します

問合せ先 障害者福祉課障害者福祉担当

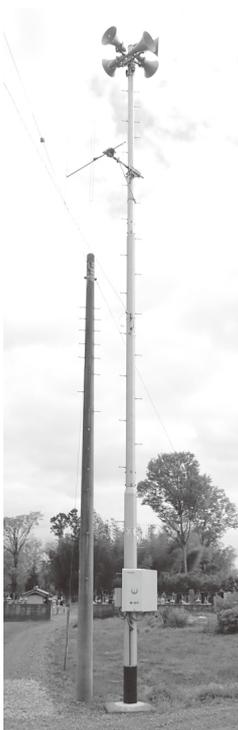
障害のある方の自立した日常生活や社会生活を支援するため、障害者団体や障害者支援団体に補助金を交付する制度があります。
①障害のある方を支援するための自発的活動を行う障害者団体・障害者支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
②ペアレントトレーニング講

座を実施する障害者支援団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。
対象 市内に事務所があり、構成員が5人以上の障害者団体、障害者支援団体
申込み 5月31日(月)までに障害者福祉課障害者福祉担当へ直接。申請書は窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

全国一斉情報伝達訓練を行います

問合せ先 安心安全推進課防災担当

市では、全国瞬時警報システム(Jアラート)を設置しています。
これは、国から送られてくる緊急地震速報や武力攻撃などの緊急情報を、人工衛星などを通じて受信し、市の防災行政無線で瞬時にお伝えするシステムです。
今回、国の主導によりJアラート・全国一斉情報伝達訓練を行います。



放送日時 5月19日(水)11時頃
放送内容 「(チャイム音)これは、Jアラートのテストです。(繰り返し3回)こちらは、防災つるがしまです。(チャイム音)」
※ 災害時などは訓練を中止する場合があります

光化学スモッグにご注意ください

問合せ 生活環境課環境保全担当

5月から9月は光化学スモッグが発生しやすい季節です。市では光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市の防災行政無線でお知らせするほか、公共施設や市内の金融機関に看板を設置して注意を呼びかけています。

埼玉県のホームページでは最新の情報をお知らせいたしますので、ご利用ください(鶴ヶ島市は「県南西部地区」に含まれます)。

光化学スモッグとは

工場や自動車などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物に、大量の紫外線があたることにより発生するものです。目やのどの粘膜に刺激を与え、健康被害を引き起こすことがあります。

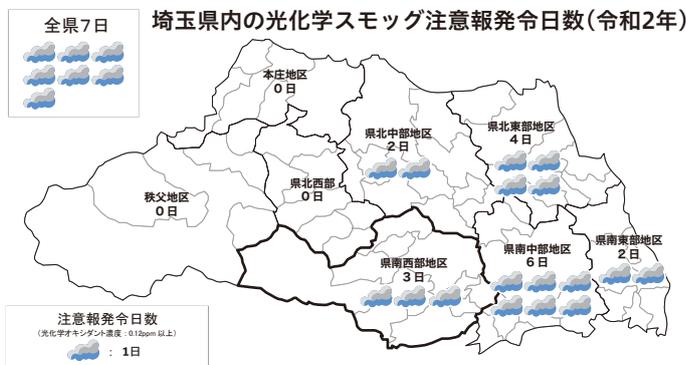
注意報が発令されたら

- ・屋外での激しい運動は避ける
- ・目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入る
- ・自動車の使用を控える

・乳幼児、高齢者、病弱な方は、健康な成人よりも被害を受けやすいので特に注意する

光化学スモッグが発生しやすい気象条件

- 天気 晴れまたは薄曇り
- 風向き 朝方に北寄りの弱い風が吹き、日中南寄りの風になる
- 風速 日中の平均風速が秒速4メートル以下
- 気温 日中最高気温が25℃以上



生ごみ処理器キエーロを販売します

問合せ 生活環境課環境推進担当

自宅から排出される生ごみを減量し、環境保全意識の向上を図ることを目的として、国産木材の西川材で製作した生ごみ処理器キエーロの販売を行います。

※ キエーロの製作費用には、森林環境譲与税を活用しています



キエーロとは

箱型の生ごみ処理器で、サイズは高さ70cm×幅90cm×奥行50cm程度。箱の中に黒土(※)を入れて使う、光熱費のかからないエコロジーな仕組みです。使い方は、黒土に穴を掘って、刻んだ生ごみと水を混ぜて埋めるだけです。黒土の中のバクテリアが生ごみを分解してくれます。一つのキエーロに、4〜5か所穴を掘ることができ、生ごみの種類にもよりますが、夏場なら

1週間ほどで分解されます。正しく使えば臭いや虫の発生もほとんどなく、生ごみを処理することが出来ます。キエーロを使って、エコライフを送りませんか。

※ 販売はキエーロ本体のみです。黒土は各家庭で用意ください

購入方法

販売基数 30基(先着順)

対象 市内に在住し、市税を完納している方で、キエーロを良好な状態で維持管理できる方

金額 4000円

受渡方法 購入希望の方は窓口で申請書を記入してください。後日、購入決定通知書を送付しますので、窓口にて代金と引き換えにキエーロをお渡しします。キエーロの製作には少々お時間がかかります。お持ち帰りが困難な方は、事前にご相談ください。

受付開始 5月6日(木)

受付時間 月々金曜日(祝日を除く)8時30分〜17時15分

埼玉県をはじめ、九都県市では、自転車マナー向上の強化月間を実施しています。

埼玉県は全国でも自転車の保有率が高く、多くの方が自転車を利用しています。自転車のルールを学び、守り、自転車を安全に利用することが自分自身や家族、周りの人の生活を守ることにつながります。日頃の自分の運転が「自分ルール」になっていないかを見直しましょう。

自転車を利用するためにできること

後方の安全確認

発車時は前方だけでなく、後方からの追突を防ぐために、後方の安全を必ず確認しましょう。周りのドライバーや歩行者に「今から出発しますよ」と伝えるためにも効果的です。

早めのライト点灯

無灯火は視認が遅れるため、重大事故の原因となります。ドライバーから自分の存在を見えやすくするために、暗くなり始めたから早めにライトを付けましょう。

周りの音をしっかりと聴く

イヤホンなどを使用していると車や緊急車両のサイレンなどが聞こえにくくなり危険の察知が遅れます。車の音をしっかりと聴きましょう。

ヘルメットの着用

自転車事故死者のほとんどが、頭部への損傷により命を落としています。ヘルメットを着用することで、万が一の事故にあっても、被害を軽減することができます。

埼玉県内では自転車事故が後を絶たず、令和2年は死者数が22人で、全国ワースト5位でした。事故の約8割に、自転車運転者に何らかの交通ルール違反が見受けられます。自転車は車の仲間です。車両の運転者としての責任を自覚し、交通ルールをしっかり守りましょう。

運動期間

5月1日(土)～31日(月)

埼玉県重点

- ・自転車損害保険等への加入促進
- ・自転車乗車時のヘルメットの着用促進

公共下水道へ接続しましょう～下水道が使用できる区域の方は早期の接続をお願いします～

下水道に接続しましょう

下水道は、台所、トイレなどから出る汚水を衛生的に処理し、住環境を良好にする施設です。

しかし、せっかく整備した下水道も接続しなければ生活環境の改善・水質の保全という効果が発揮されません。

下水道法では、下水道が使用できるようにしたら、浄化槽は速やかに下水道へ接続すること、くみ取りトイレは3年以内に水酸化することが義務付けられています。

未接続世帯には、職員が普及活動に伺います

当組合職員が戸別訪問での普及活動を実施しています。早期の下水道接続にご協力をお願いします。

下水道への接続は、指定工事店で

下水道への接続は、組合の指定を受けた「坂戸、鶴ヶ島下水道組合指定工事店」でないと工事できませんのでご注意ください。

水洗便所改造資金貸付金制度があります

新築や建替え以外の下水道への接続工事で、上限40万円

を無利子で貸し付ける制度があります。詳細はお問い合わせください。

雨どいは、汚水管へつなぐことができません



汚水と雨水は別々に処理を

市の下水道は汚水と雨水を別々に処理しており、一緒に流すことはできません。

雨水を汚水管に流すと、大雨のときは、道路上のマンホールや、宅内の汚水ますから汚水があふれてしまう恐れがあります。また、下水処理場で汚水を処理しきれず、川や海の水質を悪化させてしまう恐れがあります。

確認しましょう

宅地内の雨水(雨どいなど)が汚水管に流れていないか確認しましょう。現在、誤って雨水を流している方は、雨水を流さないよう改善をお願いします。

坂戸2号車(消防ポンプ自動車)、鶴ヶ島救急2号車(高規格救急自動車)を配備！

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部警防課 ☎281・3116

坂戸・鶴ヶ島消防組合では、坂戸消防署に坂戸2号車を更新配備、鶴ヶ島消防署に鶴ヶ島救急2号車を新規配備しました。



坂戸2号車は、今回から600ℓの水槽およびCAFS(圧縮空気泡消火装置)を搭載しています。

CAFSとは、水と消火薬剤を混ぜ、その混合液にコンプレッサーで空気を送り込むことにより、消火泡を生成し放射するシステムです。さらに、混合液を消火泡化して使用するため、消火水量を節約

でき、より効果的な活動が期待されます。

また、鶴ヶ島救急2号車には、前年度から当組合のイメージキャラクターとなった、さかぼう・つるぼうが車両に描かれ、他の救急車とは違ったデザインとなっております。



当管内では、年々救急出動が増加しているところであり、鶴ヶ島救急2号車を配備することにより、市民の安心・安全を守っていきます。

防火管理者資格取得(新規)講習会

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課 ☎281・3117

消防法施行令に基づく、防火管理資格(甲種)を取得する講習会を行います。

多数の人が利用する事業所では、防火管理者の資格を有する人の中から防火管理者を定め、消防本部に届出をする必要があります。資格者がいない事業所は必ず受講し、防火管理者を選任してください。



日時 6月10日(木)・11日(金)
8時30分～16時30分

場所 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部(坂戸市鎌倉町16-16)

※ 駐車場はありません

対象 鶴ヶ島市、坂戸市在住

在勤で、各事業所において管理監督的な地位にある方

定員 30人(申込順)

防火管理者を選任すべき防火対象物	選任すべき防火管理者	
	甲種	甲種または乙種
老人短期入所施設、養護老人ホームなどで収容人員が10人以上	延べ面積に関係なく全て	—
飲食店、マーケット、保育園、幼稚園、病院、老人デイサービスセンターなどで収容人員が30人以上	延べ面積300㎡以上	延べ面積300㎡未満
共同住宅、学校、図書館、工場、倉庫、事務所などで収容人員が50人以上	延べ面積500㎡以上	延べ面積500㎡未満

費用 3750円
申込み 5月27日(木)8時30分～16時に消防本部予防課へ電話で申込み